

英語等検定料助成制度のご案内

志賀町では、保護者の経済的負担を軽減し、児童生徒の学力及び学習意欲の向上を図るため、平成31年度から、英語等の検定を受けた児童生徒の保護者に対して、検定料の補助を行っています。

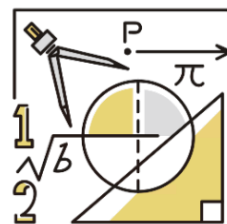


《補助対象となる検定》

- (1) 英語検定 ⇒ 財団法人日本英語検定協会主催の実用英語技能検定
- (2) 漢字検定 ⇒ 財団法人日本漢字能力検定協会主催の日本漢字能力検定
- (3) 数学検定 ⇒ 財団法人日本数学検定協会主催の実用数学技能検定

《補助対象となる要件》（①～③のすべての要件を満たすことが必要です）

- ① 保護者 町内に住所を有すること。
- ② 児童生徒 志賀町立小学校及び中学校に在籍していること。
- ③ 各検定 **3級以上**を受検すること。



《補助対象となる額》

- ① 各検定の**検定料の2分の1**
- ② 各検定それぞれの級につき、**当該年度1回限り**



《補助金交付の手続き》

- ① 補助金は後払いとなりますので、各自の検定料は、一旦支払っていただきます。
- ② 保護者から「英語等検定料補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）」を各学校長経由または直接、町へ提出してください。

※該当する児童生徒が複数の場合は、人数分を提出してください。

※個人（学校会場以外）で受検された方は、検定結果通知の写しを添付してください。

※裏面に振込先口座の通帳（口座番号・口座名義人が記してある見開き1ページ目）またはキャッシュカードのコピーを貼付してください。

※様式は志賀町ホームページからダウンロードできます。

- ③ 提出期限は、各検定を受検した日の属する年度の3月31日まで
- ④ 町から保護者あてに補助金を交付します。
指定の金融機関の口座へ振り込みます。

問合せ先 志賀町教育委員会 学校教育課 TEL 32-9360（直通）